



消費者相談室ニュース

LPガスの解約トラブルに ご注意下さい！

訪問販売で「料金が安くなる」というので、LPガスの契約の変更をしたが、「しばらくすると料金を値上げされた」「解約をした業者から設備撤去などの費用として解約料（契約内容によっては数十万円）が請求された」という苦情が寄せられています。

LPガスの料金は、公共料金ではなく、自由価格なので、価格やサービスなどは事業者によって異なります。契約を変更する際には、以下のことに注意しましょう。

○提示されたガス料金がいつまで続くのか、メンテナンスの体制や、将来解約したときの負担などについて、事業者に十分確認する。

○契約内容は、書面で確認する。

法律により、新規契約時及び書面内容変更時には、料金構成やその内容などを消費者にわかりやすく書いた書面を渡すことが事業者^に義務付けられています。

○解約する場合には、解約代行などの「委任状」に書面捺印することは避け、解約手続きは自分で行う。

※地域ごとのLPガス平均価格は、

財団法人日本エネルギー経済研究所 石油情報センターのホームページ (<http://oil-info.ieej.or.jp/>)で調べることができます。

訪問販売は、契約日から8日以内であれば、クーリングオフ制度の対象となります。



消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

月・水・金 10:00～16:00

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

